
令和元年 第5回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年 9月10日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年 9月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 内野宮克俊君
書 記 橋本 正枝君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	西田 誠司君

環境整備課長	……………	吉岡 信明君	教育課長	……………	萩原 一也君
税務課長	……………	黒木 宏樹君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	藤井 学君	産業振興課長	……………	淵上 達也君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

また、本日は、傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

なお、服装につきましては、本日、クールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。

早朝より、議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、5名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますのでご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（神田 直人） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、3番、森伸夫君の

登壇、質問を許します。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 3番、森伸夫でございます。

最初に、老人クラブの活性化支援について、質問をいたします。

昭和38年に老人福祉法が制定され、健康、友愛、奉仕の3大運動を柱に、老人の心身の健康保持と生活安定を目的に、町内各地に老人クラブが結成され、会員の方々のご苦勞もあって、学習活動や地域交流活動の実践の中で、地域社会のため、また町政発展のために寄与され、現在に至っているところです。

また、老人福祉法の制定の中で、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有し、老人は多年にわたり社会の進展に寄与した者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとするという理念が示され、本町もこれに対応するように、当時の住民課を増員し、各地区に出向き、老人クラブづくりを指導した経過もありますが、現在では、会員拡大と活動に大変苦慮されている状況だと聞いております。

まず最初に、老人クラブの現状はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 老人クラブの現状等についてのお尋ねではありますが、まず初めに、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

私は、今の「老人クラブ」とは言わずに、今、「達人クラブ」と言わせていただいております。それはどうしてかといいますと、グラウンドゴルフ大会、それからカラオケ大会、墓地清掃、さらにはスポーツや文化、芸能面でも積極的に活動されていらっしゃるし、何よりもまだまだ、以前と比べて若い高齢者が増えてきたということ、まだまだ仕事をされていらっしゃる方もいらっしゃいますし、そういった中でも人生経験豊富であるということから、まだまだ現役だという方もいらっしゃいますし、そういった意味では達人クラブといったほうがふさわしいのではないかなという思いで、そういった形で呼ばせていただいているところであります。

今の、森議員がおっしゃったように、高齢人口はなるほど増えてきております。高齢化率も増えてきていますけれども、逆に、それでは達人クラブに入っている方がいらっしゃるのかどうかといいますと、逆でありまして、だんだん老人クラブの会員数は激減をしてきております。今おっしゃったように、今、老人クラブの喫緊の課題は、この会員拡大、会員をどうするかという問題でありまして、今、老人クラブ自体もそれぞれに会員拡大に向けて、それぞれの地区で活動されていると認識しているところであります。ですから、私としましては、この達人クラブの大きな問題は、今のところはやっぱり会員拡大にあるのかなという認識をしているところであります。

そのほか、達人クラブの現状などにつきましては、所管をします福祉保健課長のほうから答弁

をさせていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在の老人クラブの現状であります。本年4月現在の活動状況については、町内14クラブ、会員数につきましては、431名となっています。なお、65歳以上に占める加入率につきましては、23%になっております。会員数の推移であります。クラブ数が昨年度より1クラブが休会となりまして、今年度、1クラブが統合をされたため、これまで16クラブありましたクラブが、本年から14クラブということで、減少をしております。

なお、会員数につきましても、昨年度より50名減少をするなど、年々減少傾向という状況になっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 各老人クラブに活動補助金を交付している指導の立場にある行政として、会員拡大と活動上の課題をどう捉えられておるか、お聞きしたいと思います。

また、活動費は、会員の会費と国、地方自治体及び地区からの補助金となっておりますが、行政の補助金につきましては、数年来同額であり、一部増額の希望もありますが、見直す考えはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、会員拡大についてであります。全国老人クラブ連合会におきまして、平成26年度から昨年度まで、5年間にわたりまして「100万人会員増強運動」というのを提唱されまして、全国的に会員拡大についての運動が進められてきたところであります。また、宮崎県においても、会員加入促進・クラブ活性化推進運動を展開してきております。

目標としましては、若手会員の確保とリーダーの育成、単位クラブごとの魅力ある活動の推進などが上げられておりますが、これによりまして、本町としまして、毎年実践運動を展開してきております。結果として、会員の拡大にはつながっておりません。本町に限らず、全国、宮崎県ともに会員減少が進んでいるという現状であります。

先ほど、町長のほうも申し上げましたが、課題としましては、もう会員拡大そのものであると考えております。特に、この会員拡大につきましては、イコール若手高齢者、いわゆる前期高齢者の会員の促進になるかと思われま。

また、クラブ活動の課題についてですが、さきの会員拡大にも関係しますが、単位クラブの会員が減少だけではなくて、その単位クラブの高齢化も進んでおります。したがって、組織の低下が活動の低下を招いているという状況も考えられるのかなという認識をしております。

補助金の話であります。ご質問のありましたように、本町におきましても、老人クラブの活動の助成補助金という形で、毎年支出をさせていただいております。内訳としましては、運営費並びに事業費、それに単位クラブごとの助成金という形で支出をさせていただいております。

特に、活動費の助成につきましてですが、現在、県の補助事業としてこの老人クラブの助成事業を行っております。現在、1クラブ当たり月額4,320円ということで助成金を支出しておりますが、県の基準単価につきましては、現在もう3,800円までに減少しておりますので、その点につきましては、町としまして、現行の4,320円という形での助成を継続しているところであります。

その他につきましては、運営費事業費でそれぞれの活動費並びに定例会、研修会等の手当、旅費等も含めて、現在、補助金として支出している状況であります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 助成金については、県からの助成金が減額になっている分を、「町は助成を増額して対応している」ということでよかったですか。わかりました。

先ほども町長から若干、老人クラブに対する認識等の説明がありましたけれども、いま一度、今後の老人クラブに対する期待ということについて、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 達人クラブに関する認識と期待というお尋ねであります。まずは大きくは、先ほど申しあげましたように、喫緊の課題は会員の拡大にあると思っております。その上で、私のほうからちょっと3点ほど認識と期待を申し上げたいと思います。

まず、第1点目であります。東京大学名誉教授の大森彌さんが、人間は「きょういく」が大事だと言われました。人間は「きょういく」が大事。この「きょういく」は、学ぶ教育という意味もありますけれども、それは当然のことです。特に高齢者にとっては、今日もみんなと交わることができる、今日も行くところがあるという「きょういく」が大事だと言われました。みんなと交わる、今日も行くところがあるところの「きょういく」。それが、今日も行くところがあるというのが、私は達人クラブだと思っております。

達人クラブは、先ほどから森議員もおっしゃったように、活動目的にありますように、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、それから生活を豊かにする楽しい活動を実践することで、心も体も健康を保ち続け、その活動が健康長寿、それからひいては生涯現役の一つの秘策になるものと思っております。

それから、県の老人クラブのほうでも、今、支えられる老人クラブではなくて、支え合う、あ

るいは支える老人クラブになりましょう、そういった老人になりましょうというのを提唱されていますので、高齢者自身も意識をやはり少しずつ持たれているのではないかと感じているところでもあります。

2点目であります。達人クラブの活動は、これまで、見守り活動でありますとか、友愛訪問、それから交流サロン、健康づくり、介護予防など地域での助け合い主催の活動を行ってきました。また、今朝の宮崎日日新聞にも載っていましたが、いわゆる老老介護の実態もあります。いずれにしても、これまでの経験を生かしていただきまして、地域の関係機関、団体と協働しながら、自分たちのできる範囲で地域の担い手としての活躍を期待しているところでもあります。

そして、その活動にかかわる人たちの生きがい感や使命感を高めることで、一人一人のやりがいも生まれ、地域の中で大きな評価をある面ではいただけるものと感じているところでもあります。

3点目であります。先ほどの会員拡大に通じることでもありますけれども、私はやっぱり65歳以上の若手高齢者の方々の加入率が非常に悪いというのをお聞きしております。今、老人クラブに入っている人たちが、私たち若い世代に言うのは、65歳になっても入ってくれないと、そこをどうにかしてくれというのが、切実な問いかけが私のほうにも寄せられています。

そういった言葉に応えるためにも、私たち、私も65歳を過ぎておりますけれども、若手高齢者、65歳の人々、特に団塊の世代の方々にはもう一度頑張ってください、シルバーリーダーとしてご活動いただけることを期待しています。

シルバーリーダー、若い人たちの高齢者クラブの中、あるいは達人クラブの中での新しい価値観で、達人クラブでありますとか地域づくりを担っていただければありがたいなと思っております。以上、3点、もしくは4点ほど、認識と期待を申し上げたところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） ありがとうございます。あくまでも老人クラブは高齢者の自主組織であると思っておりますが、老人クラブの方々も全てを行政に頼るといようなことも考えておられないと思いますが、老人クラブの方々を初め諸先輩のご苦労があつて、今の素晴らしい木城町があることを我々は常に思って、今後、対応していかなければならないと思っておりますが、最後に、会員拡大と活性化への支援策というようなところで、何かいいアイデアはないかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 会員拡大と活動の支援対策ということでありますが、まず、県の会員加入促進・クラブ活性化推進運動での報告によりますと、問題として、今後の会員拡大の取り組みという点の提言がされております。例えば、戸別訪問による積極的な勧誘や、グラウン

ドゴルフや旅行、研修会など興味を持っている活動への参加機会をつくる、また、行事やサークル活動に知恵や経験、技を持っている人で、意欲のある人を協力者として活動に参加させる、若手高齢者が興味をひくサークル活動をメニューに増やす、そして会員に限らず準会員、賛助会員、特別会員など柔軟な制度の運用を行うといったことなどが提言として上げられております。

先ほどご質問がありましたように、老人クラブは高齢者の自主的な組織でありますので、あくまでも行政としての提案という形になりますが、例えば、先ほど申し上げましたこの県からの提言をモデル的に実践するモデルクラブを地区単位1つ、もしくは2クラブなど選定をしていただいて、会員拡大運動を年間の活動計画に位置づけるなど、新たな運動の展開も考えられるのではないかと考えております。

あわせて、県の補助基準等に照らしましても、現在、新たな活動に対する基準としまして、健康づくりや介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化活動支援事業などが組み込まれておりますので、そちらのほうも実践活動を通して対応できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 先ほど来ありますように、65歳以上の高齢者が増加する一方で、老人クラブの会員は減少しています。なぜ老人クラブの加入者が減少しているかということで、私もいろいろな情報を聞き、意見をいただきました。

その主な理由が、これも先ほど来ありますけれども、高齢化しても現役として働いている人が多いと、それから、いつでも、どこでも、自らサークル活動や各種講座の情報を得て、趣味、仲間づくりができる、それから、木城町では、老人クラブ以外でも高齢者向けのサービスが充実をしていると、それから、最後のこれがちょっと問題でありますけれども、地域とのかかわり合いを煩わしいと思う人が増えたというようなことが、意見がありました。社会環境の変化とともに、老人クラブにも進化が求められているのは間違いないと考えているところであります。

町内におきましても、過去に青年団が消滅し、前回の一般質問でも発言しましたように、自治会、地域コミュニティーにかかわる組織の加入者が減少をしております。その背景としましては、ライフスタイルの個人化など時代環境の変化が指摘されていることが少なくないと思っております。今後、本格化する超高齢化社会を明るく豊かで活力のあるものにすることを目指して、老人クラブの活性化を図るには、当事者視点に立って、互いに知恵を絞って進化を図っていかねば、衰退する一方ではないかと考えております。

老人クラブの活性化支援対策ということで、今回質問をしましたが、地区の活性化同様に、簡単に結論の出る問題ではないと考えております。今回は問題提起ということで、この質問は終わ

らせていただきたいと思います。

次に、町営住宅について質問をいたします。

今回の一般質問通告時点の町営住宅の空き部屋は、岸立団地5戸、リバーサイドコスモス3戸、高城住宅3戸、池田住宅4戸となっていたと思いますが、現在の入居状況と入居満室への対策をどうされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町営住宅の入居状況等についてのお尋ねであります。まず初めに、私のほうから、木城町における町営住宅は3タイプといいたしめようか、3種類あります。1つ目に、高城住宅、中河原住宅、向河原住宅、池田住宅などの長屋タイプの公営住宅。2つ目が、リバーサイドコスモスや岸立団地の特定公共賃貸住宅があります。それから、3つ目が、立山住宅、向河原団地、池田北団地など1戸建ての一般住宅、以上、3つのタイプの住宅を町営でやっているところであります。

そこで、それぞれに根拠法令、それから入居状況、入居満室の対策、それから入居条件などが異なっておりますので、具体的に、以後、所管課であります環境整備課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 町営住宅の入居の状況でございますが、町営住宅、公営住宅、それから特定公共賃貸住宅、それから一般住宅とございます。まず、公営住宅でございますが、公営住宅は町内に188戸ございます。現在、その中の空き家としては10戸となっております。空き家の内訳ですが、池田住宅が4戸、ここは29戸ありますが、29戸のうち4戸、それから高城住宅が53戸のうち3戸、中島住宅が10戸のうち1戸、それから、石河内住宅が4戸のうち1戸、中之又住宅が4戸のうち1戸となっております。

ちなみに、中河原住宅、それから向河原住宅については、現在、空き家はございません。

それから、特定公共賃貸住宅ですが、リバーサイドコスモスと岸立団地でございますが、合わせて40戸あります。現在、空き家は8戸となっております。リバーサイドコスモスが20戸のうち3戸が空き家でございます、岸立団地のほうは20戸のうち5戸が空き家となっております。

それから、一般住宅ですが、一戸建ての住宅が36戸ございまして、今空き家は1戸となっております。空き家の内訳は、池田住宅の2戸のうち1戸が空き家となっております、そのほか立山住宅、向河原団地、池田北団地、池田団地、四日市団地、中八重住宅については、今のところ空き家はございません。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 空き家ということでご質問をしますが、空き家の中に、長期間に空き家になっている部屋があるとすれば、長い部屋でどのくらいの間、空き家の期間が経過しているのか、それからまた、池田住宅の一部西側棟については老朽化が進んでいるので、後の入居募集をしていないということではありますが、今後、将来に向けての建て替え、それから構想、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 先ほど、入居満室対策のことをちょっと質問があったと思うのですが、失礼をしました。入居満室対策につきましては、特定公共賃貸住宅、それから一般住宅につきましてはホームページ、それからコスモス通信、チラシ等で入居を募集しております。公営住宅につきましては、問い合わせ等がありますので、そういう募集を今はしていません。

長期間の空き家の状況ですけれども、一番長期間空き家につきましては、岸立団地で4年10カ月の空き家となっております。

それから、池田住宅のご質問ですけれども、池田住宅につきましては、昭和41年度に建設された住宅が20戸ございまして、そのうち、今4戸を政策空き家としております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 池田住宅の建て替えにつきましては、現在まだ16世帯の方が入居をされておりますので、その方の転居先の問題、それから家賃等の問題、いろいろございますので、今検討を進めているところでございます。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 空き家の状態が続くと、これも投資したものの無駄遣いということになりますので、空き家にならないように努力をお願いしたいと考えております。

それから、先ほどの説明で、中川原住宅は満室状態ということでありましたけれども、入居者が死亡されて、家財家具等所有物が長期間放置されて、後の入居募集ができない部屋があると聞いておりますが、どういう状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 現在、中河原住宅で、単身入居の方が2名死亡されて、今、空き家となっております。単身入居者が亡くなられた場合ですけれども、まず相続関係人を調査いたしまして、その相続人に連絡をとり、相続放棄の手続きを行い、相続人を確定させて残留物の片づけ等を行っていただいた後に明け渡しとなるわけですけれども、相続の関係がありまして、仮に配偶者、子供さんが相続放棄をされますと、相続の関係で最大第3順位、亡くなった方の兄弟

姉妹の子供さんまで相続権が移ることになりまして、現在、そのような状況になっております関係で、大変時間がかかっております。

ご質問があったとおり、全国的にも公営住宅での単身入居者の増加で、家財等を残したまま死亡するという事案が多くなっておりますので、単身入居者死亡後の残留物の取り扱いの方針というのが、国土交通省より示されております。

本町におきましても、単身入居者の死亡時の明け渡しをスムーズに行うために、第三者への死亡贈与契約などの規則を、今、弁護士の力をかりながら整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 後で質問しようかと思っていたのですが、入居者が死亡した場合、また連絡なしに入居者がいなくなった、そういった場合に、行政ベースで後処理ができるように、入居時点で同意を得るとか、法的に対抗できる方法、そういったものを検討していただいて、既に入居している方も含めて、こういったケースが起こったときに期間、時間、日にちがかからないように対処していくように検討をお願いしたいと思っております。

それから、建設後、年数が経過している物件もあるようですけれども、入居条件の見直しの考えはないかお聞きしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 入居条件のご質問ですけれども、町営住宅の入居条件といいますが、公営住宅法で定められておりまして、まず収入をある程度超えないこと、それから、現に住宅に困窮していることが明らかであることということが原則でございまして、それが基本になっておりますので、それを町独自の見直しは難しいと思っております。

ただし、平成26年度に同居親族の要件が法律で廃止をされました。そのように、時代の変化によって法改正があれば、入居要件の見直しも出てくると思っております。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 平成30年度末の決算で、家賃滞納額が357万3,736円となっておりますが、滞納期間の状況、1年以内の件数と金額。それから1年以上を経過している件数と金額。それから、滞納期間の長いものはどのくらい経っているのか。それから滞納家賃の回収対策という点で、どのようにされているのか。また、保証人等に対する請求や相談はされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 町営住宅の家賃の滞納の状況でございますけれども、30年度分につきましては、決算時で13万9,100円の収入未済となっておりますけれども、その

後、8万1,700円の納付がありましたので、現在の滞納額は5万7,400円となっております。

過年度分ですけれども、決算では、343万4,636円の収入未済となっておりますけれども、その後、8,700円の納付がありましたので、現在、342万5,936円となっております。30年度、それから過年度合計で348万3,336円が現在の収入未済額となっております。滞納の期間としましては、一番古いのが平成6年分からが過年度分として残っております。それから、平成30年度分につきましては、3名ということになっております。

以上でございます。（発言する者あり）翌年度以降が22名でございます。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 家賃の収納の回収対策のご質問がありましたけれども、まず、滞納者に対して電話、それから催促、それから家庭訪問を行いまして、個別に納付計画を作成させるなどの家賃回収を行っております。

また、連帯保証につきましても、滞納が3カ月以上になった場合が、保証人のほうにも連絡をして通知をしております。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 1年以内の家賃滞納は回収努力をされ、少額のように見えますが、平成6年ということで相当古い滞納案件もあって、大変苦慮されているようであります。今回、回収経過については追求いたしません、光陰矢のごとしと申します。対応処理を早くしていただきたいと思っております。

家賃が滞納すると、長引けば長引くほど居住者の負担も重くなりまして、町担当者の手間も負担もかかってきております。公平負担の原則を徹底していただいて、業務多忙の中とは思いますが、電話、文書による督促だけに頼ることなく、できるだけ足を運んでいただいて、入居者と面談の中で回収方策を見出していきたい。最終的には法的手段も打たれると思っておりますが、じかに話をすれば、よい方法が必ずあると思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。回答は要りません。

次に、空き家対策について質問をいたします。

国が5年に一度まとめる住宅・土地統計調査によりますと、2018年10月1日時点の空き家率は、全国で13.6%、県で15.3%と年々増加傾向になっておりますが、本町における空き家の現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 空き家につきましては、現状として、適切な管理が行われていない空き家がそれぞれ防災面でありましてか衛生面、それから景観面など地域住民の生活環境及び地域全

体に深刻な影響を及ぼしていることから、国におきましては、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されたところであります。

この法律の意図するところは2つあると思っております、1つは空き家の除去、それから2つ目は、まだ活用し得る空き家の有効利用だと私は理解をしているところであります。しかし、空き家といえどもこれは個人の財産でありますので、慎重な取り扱いが求められていると考えております。

さらには、全国的にも問題になってきておりますし、宮崎日日新聞でも、この空き家のことは連載記事として掲載をされてきたところでありますし、空き家率も、さつき森議員おっしゃったように、年々増えてきている状況でありますので、これも空き家の現状としては、喫緊の課題、問題であると認識をしております。この空き家特措法に基づいて、やはり町としても何らかのアクションをしてまいりたいと今考えているところであります。

お尋ねであります空き家の現状でありますとか納税状況、そして具体的な答弁につきましては、関係しますまちづくり推進課、それから町民課、税務課、それぞれの課長からそれぞれ答弁をさせていただきますと思います。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（藤井 学君） 空き家の現状でございますが、ご質問の中にもありましたように、総務省が5年に一度実施しております住宅・土地統計調査によりますと、平成20年10月1日時点の空き家数は宮崎県全体が6万2,900戸で、空き家率12.3%、西都児湯地域が5,420戸で、空き家率14.0%。平成25年10月1日時点は、宮崎県全体が7万4,200戸で、空き家率13.9%、西都児湯地域が5,100戸で、空き家率13.5%となっております。県全体としては増加傾向にありますが、西都児湯地域では減少傾向にあります。

なお、平成30年度分の調査につきましては、現在のところ、宮崎県全体の数値しか公表されておらず、空き家数が8万3,900戸で、空き家率15.3%と、県全体で見ますとさらに増加をしております。

この調査の数値は、各市町村の一部のエリアを抽出し、その空き家の数を国の計算式によって算出された推計値であり、県内9市の数値は出ておりますが、町村の数値は示されておられません。

また、平成27年8月に行政事務連絡員の方に空き家のアンケート調査を実施しております。42地区中25地区の回答があり、59.52%の回答率で、空き家の戸数が65戸という数字が出ております。現在までに、町民課への空き家に対する相談、苦情等はございませんが、いずれにいたしましても、本町の空き家数についての正確な数値はつかめておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 空き家の現状についてですが、まちづくり推進課で把握しているものにつきましては、現在、まちづくり推進課のほうで、空き家バンク登録制度というものを実施しております。これに登録されております空き家が1軒と土地が1件となっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 管理が行き届いていない空き家が増えますと、先ほど町長の説明にもありましたように、放火、不法侵入等治安に悪影響を及ぼすほか、景観の悪化、不法投棄、ネズミ、野良猫、タヌキ等が居つきまして、衛生上悪化を招く、また災害時には家屋の倒壊など懸念がされますとともに、有事の場合には無許可で敷地に入ることもできないなど、いろいろリスクも高まってきます。

空き家には、それぞれ事情があると思います。やっぱり行政側でこの空き家の家族状況なり相続関係を含めて把握していく必要があるのではないかと考えておりますが、今のところそういった把握はされていないという説明でありましたので回答は要りませんが、この空き家の関係にあつて、土地、建物等の固定資産税、そういった納税状況はどうなっているのかわかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 空き家の調査をしておりませんので、正確ではないのですが、平成30年度固定資産税現年課税分の滞納者が43名で、滞納額が87万1,408円になりますが、そのうち、空き家と思われる家屋等の滞納者は3名で、滞納額が2万800円となっております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 空き家に特化した滞納管理はされていないということは十分に理解ができます。調査の中で、滞納の中に所有者不在の案件もあるようであります。相続等が絡むと納税が長期化する場合がありますので、十分、注意していただきたいと思います。

次に、今後、空き家対策についてどう対処していくかというようところで質問をいたしますが、これも先ほど若干ありましたが、平成27年に全面施行された空き家対策特別措置法は、市町村が主体的な役割を果たし、倒壊や衛生上著しく有害となるおそれがある特定空き家の所有者に撤去、修繕を勧告、命令できるとともに、行政代執行による強制撤去も可能となっております。

今後、法に基づく対策計画を策定する必要があると考えますが、具体的にどのような考えを持っておられるか、また、先ほども若干ありました空き家情報バンクにより、情報収集も行っておりますが、空き家の活用、そういったことも含めて、いま一度お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから出ておりますように、国においては平成27年に空き家特措法を施行したわけでありまして、その後、市町村が果たすべき責務というのが、今、正直申し上げましてなおざりになっていることは確かであります。そこで、いわゆる空き家の適切な管理については、まず第一義的には、空き家の所有者、また管理者であることを前提としながら、それを把握するのが市町村でありまして、またそれで対策を総合的かつ計画推進する実施主体として市町村が位置づけられております。

そこで、具体的に言いますと、先ほど、何らかのアクションを起こしたいということを申し上げましたが、私は3つ考えていまして、まず1つは、国は特措法をつくりましたので、条例としてしっかりと木城町が、これは仮称であります、また事務方には検討させますけれども、仮称で、木城町空き家等対策の推進に関する条例を制定させていただいて、その上で、空き家等の対策計画を策定する、それから、そういった部分で空き家の調査と判定を行う審議会の設置でありますとかそういったものを条例の中に組み込んでいく、もしくは計画に策定をして盛り込んでいきたいと考えております。

それから、活用についても、今後、いろんな場面で活用の状況等が考えられますし、また現在、空き家を町のほうであっせんをしながら活用している事例等もありますので、これにつきましては、まちづくり推進課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 今後の空き家対策についてですが、先ほど言いましたように、まちづくり推進課としましては、空き家バンクへの登録ということを積極的に進めているところですが、実情が伴っていないところです。また、現状、町内における空き家等についての調査がまだ不十分ということもありますので、今後、この調査をしっかりとした上で、使える空き家、有効利用できる空き家等があれば、積極的に定住等に向けた政策的な利用ということを考えていきたいと思っております。

そのためには、先ほど町長のほうも申されましたけれども、町内における空き家の現状の把握という部分がまず第一義的に出てくるのではないかと考えております。

また、空き家バンクの登録につきましては、先ほどと、ダブりますけれども、さらなる推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 繰り返しになりますけれども、全国的にも同じような社会環境であります、本町も高齢化が進み、家主の死亡または高齢者施設への転居、親族は町外にいる、

そのようなケースも増加をしていると聞いております。老朽化した住宅が近隣住民及び周辺環境に与える影響を考慮し、空き家対策特別措置法に基づく対策計画を早急に策定するとともに、空き家の持ち主なり家族、相続権者と密に連携し、納税相談を含め、空き家の管理を明確にするるとともに、地域住民の交流施設への活用事例なり、全国の先進事例も参考にしながら、今後の活用も進めていただきたいと考えているところでございます。

それから、最後になりますが、将来の行政のあり方について質問をいたします。

今、長寿社会となり、最近では人生100年という言葉を目にするようになりました。大変喜ばしいことだと思います。

ただ、本町の将来を考えると、町人口の維持、増加に向けて定住促進等、いろいろと対策をいただいている現状であります。第5次総合計画の2023年の人口見通しでは、5,000人を切り4,800人台を展望されているように、10年後、20年後と徐々に人口減少の中で、高齢化の比率も高くなり、福祉に対する財政負担が増加するものと考えます。

また、一方では、超少子高齢化時代の中で、税収の減少も想定され、財政の硬直化が懸念される所です。財政が悪化すると町職員も削減しなければならないかもしれませんし、そうすると、当然町民に対するサービスも低下をいたします。将来が負の連鎖に陥らないように、10年後、20年後も「人が元気、地域が元気、住んでよかったと思える町」であるために、どのような考えを持っておられるか、町長にお聞きします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、人口減少社会が到来をしております。あわせて少子高齢化の進展、それから長寿社会への対応など、あらゆる分野で財政負担が増加をするものと思っておりますし、現に増加をしてきている所です。さらには、このような中であって、おっしゃるように公共サービスのあり方でありまして、町民サービスのあり方も問われてきているものと認識をしております。

そこで、町民サービスについてでありますけれども、こういったように地方分権が進展をする中で、行政サービスの持続可能な提供を行うためには、もう業務の見直しだけではなくて、町みずからの工夫により他の自治体になかった施策を展開して、地方行政体制を確立していくことが求められていると思っております。これが、私がよく言っています継続、挑戦、発展という考え方であります。

具体的には、私の公約であります地域担当職員制度の充実、継続を図りながら、できましたら、今年度中に自治基本条例の制定をさせていただきたいと思っております。これは、行政の役割、それから町民の役割、それから議会の役割をそれぞれ明確にして、それぞれがお互いの立場で認識をして、お互いにまちづくりに取り組んでいきたいと思いますという役割分担の条例であります。

それから、従来から行っております定住促進奨励事業の充実、それから今年度から今取り組みとしておりますけれども、新たな公共交通による高齢者の足の確保、それから婚活サポートの実施、それから農業分野では減農薬、有機農業の推進、それから、人づくりの面で義務教育学校の開校などの施策を展開していきたいと思っております。

このような施策によりまして、人口減少を食い止め、あるいは税収減収に対応した財政計画に配慮しまして、計画的な行財政運営を行いながら、引き続き持続可能な形で町民の暮らしを支える町民サービス、あるいは行政サービスを行ってまいりたいと考えております。

それから、税収の確保という面では、誘致企業という考え方もありますが、これもなかなか、今現在、誘致企業をしようとするれば、やっぱり少なくとも2町、3町の平場の土地がないといけない、あるいは交通アクセスがよくないといけないというようなこともありますので、なかなか町内に2町、3町の土地というのがないので、それ以外の部分での誘致企業も考えなくてはいけないということで、ちょっと今私の頭の中では視点を変えた誘致企業を今考えているところであります。

それから、もう1つ、税収の確保という意味では、いろいろ言われておりますけれども、やっぱりふるさと納税をしっかりとこれを活用して、充実させて推進をしていくことが、一番早い税収確保の1つになるのではないかなと、そういうふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私たちは必ず来る未来に向けて、木城町を明るく豊かな住みよい町にするために、町民と行政と議会が一体となって、今まで以上に知恵を出し合って行動していく必要があると考えております。

町の活性化に向けて、先ほど来ありましたように、企業の誘致もままならないところでありますが、ある意味、企業誘致に匹敵する大きな事業として、小中一貫校の開校に向けてのスタートを切ったと認識をしております。

学校は、木城町の宝であり、地域の拠点であり、時代を超えて人をつなぐ力があり、まちづくりの一角として欠かせないものであります。費用面に限りもあると思いますが、町民の意見をよく聞き、誰にも劣らない人間形成と学力向上を基本とし、どこにも劣らない学校運営と施設の充実で、他市町村から転校と移住の希望があるような、全てにおいて魅力のある町の活性化につながるすばらしい一貫校としていただくことを期待して、以上で質問を終わります。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、5番の質問事項については、一問一答式により、7番、黒木泰三君

の登壇、質問を許します。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 通告順に従いまして、通告5番、今後のふるさと納税について質問をさせていただきます。黒木でございます。

今更ふるさと納税の質問ということをおられると思っておりますけれども、私の娘がこの返礼品を扱っておりますので、大変心苦しいわけではありますが、今後の木城町をさらに元気にするにはこれしかない、ということをお思いまして、木城全体のことを考えて質問をさせていただくつもりでありますので、どうかご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

ふるさと納税は、2008年、平成20年でありますけれども、施行されたわけであります。もう大方11年になるわけであります。本町においては、その7年後、平成27年9月議会において一般質問が出され、そのころ私は議員ではなかったわけでございますけれども、本町の実質のスタートだったかと思っております。そのころから、国も考えた制度をつくったものだと、深い関心を持っておりまして、いつも注目をしております。

国が、都市部と地方の税収格差是正を図るために、地方自治体の支援を受けて育った若者が都市に住みついて、住民税は当然その自治体に納めることになるわけであります。その一部をふるさとや地方の自治体に振り分ける仕組みではありますが、3者が関係してくるわけでございます。この3者というのは、もちろん納税者、それから生産者、そして自治体であります。それで、この3者によってこの事業が成り立つわけであります。

そして、この制度のすばらしいところは、その3者がともに利益を得ることができるということでもあります。この点については、もう既にご承知のとおりであると思っております。

納税者は、税の控除と返礼品によって特産品を味わうことができるわけであります。そして、生産者や地域商社は販路拡大と商品の知名度が上がり、利益につながっていくということでもあります。そして自治体は、地場産、特産品の拡大、PRとそれに歳入が増えてくるわけであります。このように、すばらしい制度であります。ほかに、その納税者と交流をすることによって、交流人口にもつながるということで、そして国の活性化につながっていくということで、非常にすばらしい制度だと私は思っているわけでございます。

そこで、本年度までの実績と本町の現状についてお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税につきましては、今、黒木議員のほうから、るる詳しくお考え、あるいは説明を伺ったところでありますが、まさしく平成20年度からこのふるさと納税が始まったところであります。おっしゃるように、国が意図するところは、私たちにとっては大変すばらしい制度でありました。地域間、それから過疎、税収の減少、そういった都市部と地方

の格差を是正しようとするための新しい構想がふるさと納税でありました。

おっしゃるように平成20年度に始まったわけではありますが、木城町は平成27年度から本格的にこのふるさと納税に取り組み始めました。もう1つ、企業版ふるさと納税というのができました、途中で制度が。これにつきましては、平成29年度に宮崎県では初めて企業版ふるさと納税を国の認可をいただいて取り組んできているところでもあります。ふるさと納税につきましても、先ほどからいろんな問題が出ていまして、総務省から言わせますと、技術的助言という名もとの規制もありますし、また、今年の4月からは地方税法等が改正をされて、一段とこのふるさと納税について、いろいろ議論も出てきたところでもあります。

そういった中、木城のふるさと納税は、皆さん方のご理解、ご支援等もいただいて、大分、ふるさと納税の額は上がってきております。それから、やっぱり一番大事なのは、実際にお金をいただくということも大事ではありますが、もう1つは、長い目で見れば、やっぱり人材育成、いわゆるふるさと教育、児童生徒に、今いる児童生徒、これから将来を担う児童生徒にしっかりと木城町のふるさと教育を施して、期待を込めて立身出世をして、もし都会のほうで頑張っておられるば、頑張っていた分を、ふるさと木城のために納税していただければありがたいなと思っておりますし、そういったこのふるさと納税は、先ほど言いましたいろんな格差、それからやり方によっては、一番、人づくりまでできるという制度で、私自身としてはありがたい制度だなあと今思っているところであります。

益金等の活用等についてのお尋ねでありますので、担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほどご質問のありましたふるさと納税、始まってから本年度までについての現状と実績ということでお答えいたします。

先ほどから申しておりますが、ふるさと納税につきましては、平成20年度から制度としては開始されているのですが、本格的に本町が取り組みましたのが27年度からであります。寄附額で言いますと、平成27年度に約3億6,300万円、平成28年度に約3億8,200万円、平成29年度に1億9,300万円、平成30年度に約4億600万円ということで堅調に推移してきております。

また、こちらも町長のほうが先ほど答弁でありましたが、企業版のふるさと納税につきましても、平成29年度に認定を受けまして、現在までで680万円の寄附をいただいているところです。この企業版ふるさと納税につきましては、全額、えほんの郷事業のほうに、計画どおり財源として活用しております。

また、ふるさと納税の益金という考え方につきましては、こちらにつきましては、寄附額から返礼品等にかかる経費、こちらを除いた額を町に対する益金という捉え方ということで考えれば、

その益金部分につきましては、平成28年度に寄附金を地域活性化に資する事業の財源に充てることを目的として、ふるさと応援基金を設置いたしました。当初、こちらに5,000万円を積み立てまして、その後、29年度にえほんの郷事業に350万円、福祉事業に750万円、児童福祉に2,950万円、農業振興にそれぞれ950万円を充当しているところです。

この配分につきましては、寄附の申し込み時に、どの事業を応援しますかという、いわゆる寄附者の要望等をもとに出しております。また、この基金につきましては、平成30年度に2,000万円の積み立てを行っており、現在高としては4,000万円となっております。

今後も、この寄附金の使い道、使途等につきまして、明確にしていくという部分から、この基金に積極的に積み立てを行っていき、今後、町の総合計画等をもとに実施される地域活性化事業の財源として展開していきたいと考えております。

それと、本年度の実績についてですが、8月末現在で、約9,000件の寄附の申し込みがあり、寄附額で、約1億660万円となっております。これにつきましては、前年度の同時期、昨年8月と比較しますと、件数で約48%、金額ベースで61%となっております。当初予算では、2億円を計上しておりますので、昨年と比べて、件数も、それから金額も減っておりますが、当初の予定どおり、算定においての計画については予定どおりと考えております。

この減った原因についてですが、昨年、11月までは返礼品の割合を上げたり、いわゆる市町村間での競争ということで積極的に寄附を募集していたところです。ところが、本年4月に地方税法の改正等が行われまして、全国一律の返礼割合、ふるさと納税の返礼品にかかる経費の割合等が制限されたところです。これによりまして、全国一律の条件となっておりますが、今後も現在の許可制度のもと積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） ありがとうございます。私が今から質問しようとすることについて、今、課長のほうからもうそれぞれ説明がありましたので、ちょっと省きますが、また重複するところもあるかと思っております。単年度に考えた場合、平成30年度でありますけれども、企業版を入れて4億600万円ということであったわけです。これが経費を引いた残りというのはどのくらいになっているのかだけを聞いておきたいと思っております。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 平成30年度決算ベースで、約8,000万円が寄附金からかかる経費を除いたもの、益金という捉え方になります。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 8,000万円ということで、わずかと言えわずか、とにかく20%ぐらいにしかならないというようなことで、微々たるものだというふうに考えればそうありますが、先ほど申し上げましたように重なる点がありますので、現状についてはこれくらいにしておきたいと思っております。

それで、報告されたとおり、いろいろと大切な財源として活用されておきまして、また、財源として残しておくというところもありまして、非常に木城町とすれば、やはり大きな金ではないかなと思っているわけです。

平成28年ごろから、先ほど言われましたけれども、自治体間の返礼品競争が激しくなって、資産性の高いもの、返礼割合が3割を超えるもの、地場産以外の返礼品の禁止、規則が厳しくなり、最終的には、今年になって総務省の通告になったわけでありまして。そして、この2、3年の間に、返礼品の見直しや中止などして対応してきた自治体と、継続して一気に地域活性化につなげた自治体があるわけでありまして。

本町は、忠実に総務省の通告を守り、現在まで対応してきたと思っております。市町村間で大きく格差がついてしまったわけでありましてけれども、この6月より同じ条件でスタートとなったわけでありまして。ここで、町長の方針を伺いたいわけですが、先ほどから言われておりますけれども、現状維持でいくと、もうこれ以上はいいということであれば、私、質問する必要もないと思っております。しかし、まだまだ継続的に伸ばしていくということであれば、やっぱりいろいろと検討していきたいと思っておりますので、町長の考えをここでお聞かせ願いたいと思っております。重複する点があるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税、今おっしゃるようないろんな問題点も出てきております。私は基本的には、総務省の指導といいましょうか、総務省の総意に基づいて、しっかりと法令遵守、それからルールに基づいてやっていきたいというのが、まず根本にあった上で答弁をさせていただきます。

木城町におきましては、このふるさと納税制度を木城町の応援人口という側面で見えておきまして、このふるさと納税をしていただける方の人数が、すなわち、イコール応援人口だという捉え方もしております。また、貴重な一般財源、自主財源、8,000万円ではありますが、30年度の例でいきますと8,000万円というのが実際の額であります。そういったものを自主財源、一般財源とすることができるということ。それからもう1つは、返礼品を町内で調達をすることで、町内の経済の活性化でありますとか、生産者の喜びにも通じるという観点からも、積極的に推進してまいりたいと思っております。

ふるさと納税は、ある意味では近江商人の「三方よし」と一緒でありまして、生産者よし、行

政よし、それから取り扱い業者もよしということで、全てに対していいことばかりだと私は思っています。

一方では、やっぱり品のある、そしてルールに従った仕事をしたいなあとは思っております。一部の自治体に見られるように、国の指導に従わず豪華返礼品、それから換金可能な返礼品、それから高い返礼割合、それから地場産品以外をいっぱい集めて、これでもか、これでもかというのが、果たして品のある、そしてルールに基づいたふるさと納税なのか。私はこれについてはしたくはないというのが原則であります。そういった意味では、今年の4月から総務大臣から指定を受けた団体が、このふるさと納税ができるという仕組みになりましたので、これからもしっかりと法令遵守、そしてルールに基づいて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、一方でやっぱりふるさと教育、これが大事だと思っていますので、ふるさと教育を、特に今後、義務教育学校を開設しますので、しっかりとその中に取り入れてやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 今後も持続的発展をさせるということでもありますので、どのようにこれを努力していくかということでもありますけれども、1つ目は、今よく言われておるわけですが、今までの寄附者に対して、返礼品以外に交流を図ったりアンケートをとったり、心の交流といいますか、そういうことをされたことがあるのかどうか、そして、返礼品と同時に町のメッセージ等も入れられたり、そういうことをされておるのかをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、木城町は昨年度から、木城町PRプロジェクト事業に取り組んでおりまして、昨年は県内を中心に新聞等を使って、マスメディアの広告を打って、木城のPRをしたところであります。2年目の今年は、今おっしゃった部分をやっております。木城町PRプロジェクト事業の第2段として、都市部をターゲットにして、積極的に木城町それからもちろんふるさと納税もありますが、全ての都市部をターゲットにして発信をしていこうということで、せんだって、先月の8月に木城町の特産品試食会、あるいはこのふるさと納税の部分等含めて、東京の日本橋で開催をしまして、ふるさと納税品や販路拡大、それから移住促進PRを行っているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 今、申し上げたことは非常に大事なことだそうであります。それ

で、これを戦略的に生かしていくと、納税者は毎年住民税を納めるわけでありまして。1回納税していただいた顧客を絶対離さないということだそうでありまして。顧客が顧客を呼んで、これにつながっていくということもあるそうです。

次に、ふるさと納税を利用する理由であります、アンケートを見ると、多くのアンケートの理由があるわけでありましてけれども、やっぱり一番多いのは、返礼、お礼の品がもらえるからということが一番多いようであります。

地場産品の少ない本町では、大変厳しい現実があるわけでありまして、ガバメントクラウドファンディング、GCFというそうでありましてけれども、自治体主導の資金調達によって、本町の開発、研究をしていくということでありまして。こういうこともする必要があるのではないかと考えているわけですが、この点については掘り下げて質問していこうと思ったのですが、町の方針や計画がはっきりと定まらない限り、これはなかなか難しいだろうとっておりますので、この点については省きたいとっております。

先ほど、町長も言われましたように、人から納税を、納税と言えれば聞こえはいいですけども、寄附金をもらって町の財政へ生かしていくということでありまして、誰でも好む話ではないわけですが、法に定められたことであって、国に落ちるはずの税金が各自治体、そして木城町に落ちると思えば、いい話じゃないかと、それでいいのではないかと考えているわけでありまして。キヤノンの固定資産税が実質幾ら入っていたかわかりませんが、それ以上のものがあると私は信じております。

先ほど誘致企業の話も出ましたけれども、木城町においては大変厳しい現実もあります。いうことで、もう誘致企業以上の私は効果があると思っております。

最後になります、先ほどから言われておりますように、町長の力強い答弁を期待して質問を終わりたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税を発展させるためには、返礼品をいっぱい集めて、そしてルールに従ってやる、それから、先ほどから出ていますように、都市部をターゲットにして戦略的に打って出ることも大事であります、その前の入り口の部分では、ふるさと納税の返礼品にふさわしいものを準備する、メニューを用意することが大事であります。そのためには、やっぱり新たな木城町の特産品を開発していくこと、あるいは今ある特産品の磨きをかけていくこと。これは品物もそうありますが、包装にしてもパッケージにしても全ての面でそういった部分で、もう一度ここをリセットして、買ってみたいねとか納税をしてみたいなという返礼品にすることが大事であります。

そのためにしっかりとそういった部分と、それから6次産業化を図っていく。これは役場がす

るわけではありません。生産者がするべきでありますので、そういった働きかけをさらにしていきたいと考えております。そのためには、もちろん、役場には知恵はありません、正直言って。ありませんが、いわゆるお金の部分で支援する制度も設けておりますので、そういったものを使っていただく、あるいは公益財団法人の宮崎県産業振興機構というのがあります。特産品の開発とか、そういった商品開発、6次産業化を担うところでもありますので、そういった機構を利用させていただきたいと思っております。それについては、産業振興課、まちづくり推進課のほうから、それぞれ生産者団体等には連絡をしておりますので、さらにそういった部分を強化したいと思っております。

それから、企業版ふるさと納税につきましては、今年度で一応終わります。来年度からどうするのかということがありますので、これはやっぱり宮崎県の第1号で受けた誇りを持って、令和2年度からも企業版ふるさと納税が採択されるようにメニューを考えて。これはメニューを考えてこういう事業で寄附が欲しいから企業の人に応援していただくという制度でありますので、令和2年度からまたそういった部分で検討させていきたいと思っております。

それから、そういった部分で集めたものを、さっきから重複しますが、いわゆる都市部をターゲットにして、ふるさと納税の納税義務者はほとんどが都市部であります。首都圏でありますので、そういった方々にリピートをしていただくためには、やっぱり感謝祭、それからうちの商品はこのようにできましたよとか、こういう商品もありますよというのを見せることが必要であります。今年度、バイヤーとそれからマスメディアを中心にしましたので、今後はふるさと納税をしていただいている方々にリピートしていただくためにやってみたいなと考えているところあります。

それから、最後に、黒木議員がおっしゃったように、ガバメントクラウドファンディングであります。これはいわゆる事業をするのに、いろんな人から寄附を集めてそれでやるという制度であります。私も町長になってから検討しております。まだ具体的に決めていませんが、もやもやとした部分で検討していくことは確かであります。今後、クラウドファンディングについて、しっかりと勉強して、担当課と考えて取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 企業版の話も出まして、本当に木城町も進んだ点もあると思っておりますので、今後ともしっかりと取り組みをお願いしたいと思っております。

今、全国で4,000億円から5,000億円ぐらいと言われておりますが、このふるさと納税であります。本町においては、持続的発展をさせるためにということでもありますので、私ども町民も地場産品を多くつくっていかなくてはならないと、そういう努力をしていかなければならな

いと思っておるわけでございます。そのためには、ちょっと余分になりますけれども、納税者の対応や地場産の進行を図るためにも、専門的な職員を張りつけて、観光協会や地場産振興会とも協力しながら盛り上げていくことも大切だろうと思っているわけでございます。

さらに元気な木城町へとなるように願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 7番、黒木泰三君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） ここで10分間、休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時33分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、7番の質問事項については一問一答式により、1番、久保富士子君の登壇、質問を許します。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） おはようございます。久保でございます。

今回は、2つの事業についてお伺いしたいと思います。

最初に、生きがい活動支援通所事業について、これはふれあいプラザ事業といいますけど、これについてお伺いしたいと思います。

6月の議会で、このふれあいプラザ事業の今後の取り組みについて一般質問をいたしましたところ、現在、この事業の利用者さんや、以前この事業を利用していた方々、これは町外研修がなくなって利用をしなくなったという方ですけど、いろんな反響がございました。

前回の質問を要約しますと、以前のようにふれあいプラザ事業の中に町外研修を取り入れてほしいとの要望でございました。そのときの担当課長の答えが、今後も介護予防事業と生活支援サービス、健康増進につながる事業、これを総合的視野に立って、効率かつ効果的に事業を展開していく、そういうことでした。生きがい支援事業も、運動機能に特化した形でフォロー事業を取り入れたり、認知機能に特化した「脳はつらつ倶楽部」のフォロー事業も含めて、事業内容が年々増加してきているということでした。また、今後もこういった事業を総合的に展開するという観点から、利用したい事業、または利用しやすい施設、そこを基本として、また目的として、今後も町民一人一人の健康づくりと生きがいづくりに努めていきたいとのお答えをいただきましたが、そこでもう一度お伺いします。

多くの方々が望んでいらっしゃる町外研修、生きがい活動支援通所事業に取り入れていただけるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、このふれあいプラザ事業でありますけれども、介護保険制度に伴う通所型サービスとして取り組んできているところであります。運営は木城町であります。ですから、町としては、常に、今おっしゃったようなことも含めて、利用者のニーズや満足度などを高めながら介護予防でありますとか、生活支援サービス事業を行っているところであります。

6月議会でお尋ねになったふれあいプラザ事業についても、検討を加えまして、実際、事業等もやっておりますので、詳細につきましては、所管課の福祉保健課長のほうから取り組み等を報告させていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 6月議会でご質問のありました以前のようにそれぞれの季節に応じた近隣の施設、公園等への施設外研修というお話であったかと思っております。その後、現在指定管理者であり、この生きがい活動支援通所事業を委託しております木城町社会福祉協議会——こちらのほうが運営を行っておりますが——と協議を進めまして、現在の事業目的でもあります閉じこもり予防のための交流や生きがい支援中心のメニューということに位置づけまして、8月から施設外研修のほうを実施しているところであります。今回は、8月、9月、2回に分けて梨狩りを行うということで聞いておりますが、今後も、季節に応じた施設外研修として、季節柄、春、秋が移動しやすいということで中心になろうかと思っておりますが、そういった時期に計画をしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 町民の皆様の要望にお応えいただきありがとうございます。

先ほど、町長もお話にありましたが、人間は「きょういく」だと、その「きょういく」というのが人と交わることで、それと出かけていくところがあること、そういうことを言われましたけど、このふれあいプラザ事業においても、閉じこもり防止や利用者間の交流活動、利用者の皆さんが喜んで外出でき、楽しい日々が送れるよう、できる限り町民一人一人の健康づくりと生きがいづくりに、これからも努めていただきたいと思います。

次に、町営住宅の現状についてお尋ねします。

町営住宅の入居の現状ですけど、町営住宅の申し込みの要綱を見ますと、注意事項として、借家に住んでいる方は町営住宅への入居申し込みができませんということが記載してありますが、以前はこのような条件は入っていなかったと私は記憶していますが、いつからこのような条件が入ったのか、また、その経緯をお伺いします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 町営住宅の入居の要件でございますけれども、記録を調べたところ、平成23年度に要綱を見直したという記録がありまして、理由といたしましては、23年度当時、大変住宅への申込者が多くて、そのため、公営住宅の入居の条件であります現に住宅に困窮している方に限定するということで、この当時、見直しを行ったということで記録があります。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 住民の中には、木城町に転入したときに町営住宅の空きがなくて、仕方なく民間を借りたと、その時点では収入もあって、家賃も払っていたのですが、年齢とともに年金生活となって、以前とは状況が違ってきて、この民間の借家の家賃を払えるかどうかこの先が不安だというような事情で、町営住宅に申し込みをしたところ、先ほど申し上げたような理由で入居できないという、断られたという方もいらっしゃると思います。実際、町外へ転居をせざるを得なくなった方もいらっしゃると思います。

町営住宅は、先ほど言われましたように、住宅困窮者のための住宅とお聞きしておりますが、現状はどうかお伺いします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 現在につきましても、やはり町営住宅の本来の目的が、現に住宅に困窮している方を最優先ということになっておりますので、その取り扱いは現在も変わっておりません。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 年々、生活の状況も変わってきます。町民一人一人の立場に立って、もう少し臨機応変に対応したほうがよいのではないかと思います。

行政は、人口を増やすために定住促進の施策をいろいろと行っていますが、また一方で、先ほど申し上げたような事情で、仕方なく町外へ転出せざるを得ない町民もいらっしゃると思います。それも考えて対応しなければいけないと思います。

先月の新聞に、人口の減少が載っていましたが、今のところ木城町は、辛うじて5,000人台をキープしていますが、ほとんどの市町村が人口減少に転じているのが現状です。木城町も近い将来、人口が減少に転じることは目に見えていると思います。だからこそ、町外転出を一人でも防ぐような努力もしていかなければいけないのではないかと思います。定住促進と町外への転出を防ぐ両方の施策を行う必要があると思います。今後の取り組みについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 先ほどからお話ししていますように、町営住宅の入居要件に、現に住宅に困窮している方という条件がありますけれども、その現に住宅に困窮している方という基準が、入居者基準として設けられておりまして、その中に、先ほどご質問がありました収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者と、この方も著しくそういう家賃を余儀なくする方も町営住宅に入居できるというそういう選考基準もありますので、今後、そのような事案が出てきた場合には、諸事情を十分お聞きして、丁寧に対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、課長が言われたように、収入減少などでどうしても借家に住み続けることができないとか、そのような特別な事情が生じたときなどは、本当に困っている町民の皆様のことを第一に考えていただき、業務に励んでいただけるよう要望して質問を終わります。

○議長（神田 直人） 1番、久保富士子君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、8番の質問事項については一問一答式により、2番、桑原勝広君の登壇、質問を許します。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 2番、桑原でございます。今、計画中の小中一貫教育校について伺います。

町政施行50周年事業で、小中一貫教育校校舎をつくるときに、この私がおの場にいるということが何か縁を感じます。本事業に私の経験したことが少しでも役に立てばと考えています。

せっかくですから、10年、20年、30年後を見据えた、みんなが納得できるいいものをつくっていただきたいと思います。

今まで検討されてきたと思いますが、2023年4月開校予定の小中一貫教育校への現在の考えを伺いたいのですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 2023年開校予定の小中一貫教育校についてですが、義務教育学校を開設することにより、現在、老朽化した校舎の新築が図れるなど、今まで、子供たちによりよい安心・安全で快適な学習環境の整備ができると考えております。

また、入学から9年後の出口までを見据えた学習指導が可能になり、より学力定着が保障されるということが期待できると思っています。とともに、全国的に、非常に今中1ギャップによる不登校生徒が増えているというような状況がございますが、義務教育学校は1年生から9年生ま

で連続した教育を行うということで、不登校も減少しているという、そういう成果が出ている学校が多数あるということもお聞きしておりますので、その点につきましても、義務教育学校に決定したということはよかったのではないかと考えております。

ほかにも、これまでの小中学校の垣根を超えた教育活動を9学年でともに実践することによりまして、より豊かな人間性と社会性を育むことが可能になり、学校と地域とのかかわりがさらに深まるということで、地域ぐるみで児童生徒の教育を支援していく、そういう機運が高まることが期待できると考えております。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 2016年、学校教育法の改正により、施設一体型の義務教育学校に決定されて、開校に当たり学校運営面、ソフト面ですが、充実を考えると、小中両校の教員免許を持った先生が必要となります。その先生方の確保が問題になると思われませんが、どのように対応されますか。また、県にもお願いしなければならないと思いますけれども、今後、県とのつながりを今まで以上どのようにしていくのか伺いたいと思います。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 教員免許についてですけれども、これは義務教育課等のお話を聞きますと、現在、義務教育学校は小中学校の免許状の併用を原則というようにはなっているのですが、当分の間は例外があるということで、どちらかの免許を持っていれば義務教育学校に勤務ができるようになっております。これがいつまでその例外が続くというのに関しては、はっきりした返事はいただけませんでした。

それから、県の協力についてですけれども、ハード面については財務福利課、それからソフト面については義務教育課、それから人事面につきましては教職員課など、県の関係課に随時情報を提供いただいております。また、こちらからの相談にも丁寧に応じていただいております。今後も、県や国と連携を図りながら開校に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 教育委員会の基本構想がまとまったと思いますけれども、詳しい話は後日の産業文教委員会のほうでお聞きしたいと思います。大まかな部分の説明をお願いいたします。例えば、基本的な9年間の区割りはどうでしょうか。これによっては、建物の形とかが変わってくると思いますので、説明よろしく願います。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 9年間の区割りにつきましては、これまで協議をいろいろ重ねてきましたが、今度10月にあります定例教育委員会にて決定をするということになっております。決定した区割りにつきましては、先ほど言われたように、校舎の基本構想には反映していかなけれ

ばいけないと思っていますので、反映されるものと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 開校に向けてのタイムスケジュールについて伺います。工程の進捗は、予定どおり進んでいるのでしょうか。以前いただいた年次計画概要以外の細かいタイムスケジュールはできていますか、教育長、お願いします。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 校舎建設につきましては、本年度に基本設計を行い、2020年度、令和2年度に実施計画設計、それから2021年度、令和3年度から2022年度、令和4年度にかけて新校舎を建設し、2023年、令和5年4月に開校というスケジュールを考えております。

ソフト面につきましては、具体的に本年度開設準備検討委員会、それから各専門部会を設置いたします。その中で、細やかな内容を詰めていきたいと思っていますが、令和4年度まで、2022年度まで各協議事項について協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 学校施設建設、ハード面の基本設計は本年度中ということで、今から入札入ってくると思いますけれども、基本設計が終わって実施設計に入る前に、基本設計を受けての協議を十分行ってもらいたいと思います。協議会の基本方針にもありますように、地域の方が積極的に参加できるコミュニティ・スクールの実施とか、自由に意見等が協議できる時間を持つべきだと考えていますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 校舎建設に関しましては、検討委員会を4回、保護者、それから地域代表、それから各課代表等含めて検討いたしました。今度、設計のほうにつきましては、プロポーザル方式で設計会社をお願いをするということになっておりますが、その設計を受けて、パブリックコメント等を通して地域の方、それから保護者の方たちの意見等を集約していきたいと思っています。

また、細かいことに関しましては、その検討委員会のほうをまた再度開催いたしまして、協議を重ねていくことになるかとは思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 木城町の皆さんが参加しているという意識を持ってもらうのが、

今までなかった公共施設との違いじゃないかと思います。住民意見が集約できて、実施設計に生かされるかどうか的大事であります。

そして、実施設計を来年度、2020年度から行うと思いますが、あと21年度から本工事着手ということで先ほど伺いました。6月の一般質問の中で同僚議員の質問の中で、2022年度3月に完了したいという工期の分があったのですが、先ほどは、やっぱりそうですね、2022年度中、標準工期と。今言われています建設業の働き方改革、地域住民との作業時間の協定等、業者の工期短縮は以前に比べても難しくなっていると思います。

それで、また校舎周辺工事も、各検査関係も入ってきますので、2022年12月中に全てが完了していないと、校舎準備には入れないと思います。開校準備も遅いと残りの3カ月しかありませんので、建物の大きさにもよりますけれども、開校2023年4月というのは、大変厳しいと思われます。再度言いますが、せっかくだから、みんなに喜ばれるいいものをつくっていただきたいと思います。

次に、小中一貫教育校の開設準備検討委員会のメンバーについてですけれども、6月の一般定例の中で、小中学校の先生方を中心に、学校長、関係職員で検討するということでしたけれども、先生方というのは3、4年ごとにかわられると思うのですが、一貫校が軌道に乗るまで責任を持って引っ張っていただける中心者が必要ではないでしょうか。教育長、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） そのご意見を参考に検討させていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 次に、小中一貫教育校の開設に当たって、教育委員会が中心になって進めるのは当たり前のことですが、ほかの課もどのようにかかわっていただけるのか、話し合いをされると思いますが、現状の状況を教えていただけないでしょうか。特に重要なポジションになってくるまちづくり推進課がなってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） これまで、義務教育学校開設に当たりましては、新校舎建設というハード面を伴うもので、教育課だけではもちろんできる事業ではございません。教育課には技師が不足しておりますので、ハード面につきましては環境整備課と連携して事業を進めております。

その他の面、例えば児童クラブとか福祉関係、福祉保健課、それから先ほど言われたまちづくり、どのようにまちづくりをしていくかということでまちづくり推進課、その他関係各課といろんな話し合いを今しているところで、そういう協力、連携を図りながら進めているところです。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 学校が変われば地域が変わると、そして未来が変わると言われています。今、どこにもないよい学校ができれば、教育に熱心な親御さんたちが集まってきます。文教の町、木城と評判になれば定住者も増えます。定住者が増えれば、住宅も不足し、空き家の有効活用もできます。定住者が増えれば税収も増えます。文教の町、木城を重点的に推し進めるときと考えますけど、町長のお考えをよろしければお願いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長としても、学校とまちづくりについて、私の考えを申し上げたいと思います。

学校は、おっしゃるように児童生徒を育む場であるとともに、地域住民の心のよりどころだと思っております。そういったことから、学校と教育という今までの既成概念という結びつきだけではなくて、学校と地域、学校と家庭、学校と行政、さらには学校とまちづくりという幅広い関係での連携協力、及び協働を考えるべきだと思っております。

将来を担う児童生徒を育む場を基本として、具体的には、1つには地域活性化の拠点としての学校の活用、2つ目には、世代間交流、生涯学習の拠点としての学校の活用、3つ目に、先ほどから言っていますが、ふるさと教育を通じての地域に対する理解と愛着の進化の場、それから4つ目には、災害時の避難場所としての学校開放など、今、木城町が今年度から子育て支援日本一を目指している中では、安心・安全な子育てしやすいまちづくりに寄与できるものと思っていますし、そんな学校にしていだければと思っているところであります。

教育委員会はそれも踏まえて、教育委員会は教育委員会なりのまちづくりを、ある面では考えていらっしゃると思うと思います。それについては、また教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 学校を核として、地域とともに歩む学校づくりということをコンセプトに、コミュニティ・スクールの導入についても、今、検討をし始めているところです。

このコミュニティ・スクールにつきましては、地域の方が学校の運営に参加して、地域の方の力をかりて子供たちを育てていくというような意味合いのものでございます。正式には学校運営協議会という名称になるのですが、この学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールと言うのですが、3つほど主な役割がございます。

校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、それから、学校運営について教育委員会、または校長に意見を述べるができること、それから、教職員の任用に関しまして教育委員会

に意見を出すことができることというのが主な役割になっているものでございます。

このメンバーにつきましては、保護者代表や地域の皆さんが代表になるということで、地域とともに歩む学校づくりということでは、欠かせないものではないかと思っておりますので、この導入も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今言われたような形で、意見をもって組織をつくっていくと思うのですが、私が最初に言っていますように、教育委員会だけがやるということじゃなくて、各課、やっぱり何ら関係する各課も関係することがあるじゃないかということで、協議してもらいたいと思います。

例えば、福祉保健課、例えばさっき言われた児童関係の高城・椎木児童館、児童クラブ等の先生方の意見交換とか、十分に行っているかということもまた1つ上がってくると思います。もし、話し合いをしていない課がありましたら、自分たちもこの事業にかかわるんだということを考えてもらって、どういう方向にどうつくり上げていくかと、チャンスなので、みんなでいいものをつくっていく上で、横のつながりも大事なことじゃないかと思っております。

そしてまたそれを基本設計に反映していくと、そこが重要であり、それから学校の10年、20年後を見据えた学校を中心としたまちづくりを考えるべきだと思っております。

6月の一般質問の中で、町長も地域のNPO法人化を考えていらっしゃると思っております。それには、中心メンバーの育成が重要になってくると思います。本定例会の報告6号にありましたように、地域担当職員制度の再検討の報告のように、地域担当職員のスキルアップ教育が最重要になるのではないかと思います。それプラス、改革していくメンバーをその地域につくこともまた鍵になるのではないかと思います。これを真剣に何事にも取り組んで、必ず目標を達成するんだという人材が必要になってくるのではないかと思います。

現在、地域コミュニティの崩壊ということで始まっていますけれども、それを打開するためにも、この事業に地域をどのように巻き込んでいくのかというのが重要になってくるのではないかと思います。

いずれにしても、次世代に誇れる木城町をどういう方向にどうつくり上げていくのか。学校を中心としたまちづくりを町民とともにどうつくっていくのか。町の一念でありますので、どう取り組んでいくのか町長のお考えをもう一度聞かせてもらいたいと思っております。

○町長（半渡 英俊君） 今、桑原議員のほうからのご提案等もいただいたところでありまして、私も全く同感であります。そういった意味では、しっかりと町民の意見等も聞きながら、そして

一方では、やはり携わる職員のスキルアップも必要だと思いますし、そういうこともしていきたいと思います。

それから、達人クラブに限らず、自治公民館も今会員といいましようか、入る人の問題も出てきておりますので、新しい手法も考えるべきだと思いますので、そういった意味では、今後、単なる仲よしクラブ、あるいは仲よしだけの団体ではなくて、しっかりとした例えばNPO法人化をするということも必要かと思いますが、そういった部分で検討して具現化をしていきたいと思っています。

貴重なご提言、ありがとうございます。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今後、町長の具体的な手腕に期待して質問を終わらせていただきますけれども、今回、議会定例会が最後になります中竹教育長、長い間ご苦勞さまでした。

ご答弁の内容を、次の教育長へしかと申し送りしていただきまして、これからのご健勝をお祈り申し上げます。

以上、終わります。

○議長（神田 直人） 2番、桑原勝広君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、9番、10番の質問事項については一問一答式により、8番、後藤和実君の登壇、質問を許します。8番、後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 本町の中学校、スポーツ少年団の競技は盛んに行われております。また、この競技に対しまして、青少年健全育成にも大きく役立っていると思われまます。これらの指導者は、役場職員の方はもちろんですが、校外指導者、平日はもちろんですが、土曜、日曜日に主に活動されています。

そこで、町長にお伺いいたします。ある町では、職員のアルバイトを認めているところもあります。本町の職員のアルバイトを認める考えはありますか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私は町長に初当選した翌年でありましたが、当時の会長は鳥取県の平井知事でありましたが、現在は三重県の知事の鈴木英敬知事が会長をされています、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合に加入をいたしました。現在、会員首長は66名、宮崎県では木城町だけあります。

私の思いは、地域すなわち現場こそまちづくりのヒントがあるということで、住民の皆様は地域と積極的にかかわる公務員を待っていると私は思っているところであります。そして、地域と真正面から向き合うことは、職員にとっては大変悩ましいところもあります。大変な面もあるかと

思いますけれども、一緒に悩みながら地域課題を克服できたときの充実感は、私の経験上から言わせていただいても、公務員人生の最高の喜びにつながるもの、それから、自分をスキルアップする部分では大変大きなものがあったなど、今でも思っておりますし信じています。

今、後藤議員おっしゃったように、職員は、職員とは別に地域に飛び出して公民館活動、消防団活動、それから伝統芸能継承活動、お尋ねの校外指導者でありますとか、スポーツ少年団の指導者として活動をするなど、地域に飛び出して幅広くまちづくり活動にご尽力いただいていると思っております。

先ほど申し上げましたこの地域に飛び出す公務員を応援する首長連合の中においても、今おっしゃったような職員のアルバイトでありますとか副業をどうするかという問題を、一昨年から検討をしてきております。流れとしましては、やはりある一定の条件をつけて、副業なりアルバイトを公務員も認めたらどうかというガイドラインを、まず私たちの首長連合に入っているところで示をして、管轄をします総務省にこういった提言をしていきたいと思いますということが1つ。それから、独自に検討を加えて、それぞれの市町でガイドラインをつくっていきましょうということにいたしております。

そこで、木城町でもそうですが、今、仮称でありますけれども、木城職員の地域活動応援制度に関する規定を検討しているところであります。この制度設計がしっかりできますと、先ほどお尋ねの職員のアルバイト、それから副業等については地方公務員法及び先ほど申し上げました木城の職員の地域活動応援制度に関する規定に抵触しない限り、アルバイトを認めることはできる、副業が認められるということになりますので、私としては、職員の副業、アルバイトを認める考えがあるかないかといった場合には、「ある」とお答えをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） それでは、教育委員会にお尋ねしたいと思いますが、競技数は何競技あって、校外指導者、スポーツ少年団指導者の人数は何人ですか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） 現在、校外指導者の数ですが、木城中学校の外部指導者が6名でございます。それと、スポーツ少年団指導者が33名、そのうち3名の方が重複しておりますので、合計で36名の方が指導者として活躍していただいております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 指導者の報酬は認めておりませんが、町で何らかの方向の形で報酬を出す考えはありますか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） 現在ですけれども、スポーツ指導者の年間手当として、大変わずかではございますが、木城町青少年スポーツ指導者協会から、1人当たり4,500円交付しているところがございます。指導者の皆様には、日ごろから子供たちの指導に当たっていただき、大変感謝しているところではございますが、財政負担等を考慮しまして、今現在、町としての交付は考えておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 競技のレベルが向上する中で、熱心な指導で郡大会、県大会に出場する場合、指導者の旅費は出ていますか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） 旅費に対しましては、町からの旅費は出しておりません。各スポーツ少年団には木城町スポーツ少年団本部から団員1人当たり900円、指導者1人当たり1,300円、1団体均等額で1万円の助成金を交付しております。各団体において、会費等の活用でやりくりをいただいているのが現状でございます。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） それでは、先ほどスポーツ指導者の方にはわずかながら4,500円の年間の報酬が出ているということではありますが、スポーツ指導者に対してスポーツ推進員を比較として出すと悪いのですが、スポーツ指導者の方も一生懸命指導されております。スポーツ推進員と同じぐらいの報酬は出してもいいのではないかなという気もしますが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） スポーツ推進員でございますが、スポーツ推進員につきましては、スポーツ基本法第32条の規定に基づきまして、教育委員会が委嘱する非常勤職員でございます。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例により、こちらの報酬を支出しておりますので、スポーツ少年団等との指導者とは一概に一緒にはできないと考えております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） スポーツ指導者にも条例を改正して、何らかの形で報酬を出すように検討を今後してもらいたいと思っております。

次に義務教育学校、小中一貫学校のことですが、2023年4月に開校を目指しておりますが、町長の改選と重なります。任期前に前倒ししたほうがよいと思いますが、町長は任期前に開校する考えはありますか。また、前倒しできない場合は、どんな対応をされますか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 義務教育学校の開校といひましようか開設に当たつての私の考えなり思ひは、教育委員会に伝えてありますが、一方で、教育委員会としての考えやタイムスケジュール等もありますので、しかしそれらのことを踏まえて、今、鋭意取り組んでいただいているものと思つております。

以上です。ですから、具体的な期日等については教育長のほうから答弁をされるものと思つています。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 現在、進めているところですが、現在のところ、令和5年、2023年4月開校の予定ということで、総合教育会議でも、一昨年、決定しておりますので、それに従つてスケジュールを調整してまいりました。

町長の任期が、今の任期では2023年の4月になっておりますので、1年前倒しということも考えたのですが、事業の規模による今後のスケジュール等を考慮いたしますと、当初の計画どおり2023年、令和5年4月開校で進めるということになるかと思つています。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 発想者がやっぱり任期前1年ぐらいいないと、なかなか1年間の行事とかそういうのがいろいろ総括して考えると、1年前倒しが私は必要だと思つていますが、そこ辺はどうでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今回の義務教育学校の開設につきましては、新校舎建設が大きな事業になるわけですが、その規模も児童生徒合わせまして500人規模という校舎が必要になります。もう全て新しくするという形で今進めているのですが、建設には最低1年半はかかると言われております。したがって、令和3年度に工事を着手する必要があると思つております。令和3年度に工事を着手するためには、来年度、6月には国へ事業の頭出しが必要になってきます。

今後の基本設計から、それから実施設計に要する期間を考慮いたしますと、令和5年4月開校でもぎりぎりのスケジュールになると考えております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 何か先ほどの話を聞いていますと、まだ4回ぐらしか検討委員会を開いていないという話を聞きますけれども、もう少しスピードを上げて、検討会を何回も重ねられたらどうですか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 検討会、4回ですが、いろんな意見が出ました。それを今集約してま

とめて担当のほうで設計をお願いしようというところに来ていますので、検討委員会ではもう十分話し合いはされていると認識しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 今話を聞きますと、検討会をもう少しスピードを上げてから、いろんなところの話し合いを、早く話を持ち込んで解決していく方法はないのですか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） ソフト面につきましては、協議回数を増やすなりスピード感を持って対応できると考えておりますが、学校建設におきましては、これから基本設計を出し、それから実施設計を出し、そして工事着手というような道筋になっております。これにつきましては、どんなに急いでも私は不可能と考えております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 最善を尽くして学校建設に当たってもらいたいと思っております。

次に、義務教育学校ですので9年生で卒業になるかと思っております。県下全てが一貫校ではありません。6年生で他の学校に、私立中学校とか転校される方もおられますが、何らかのけじめが必要ではないかと思っておりますが、そこで、簡単な修了式をする考えがありますか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今、議員がおっしゃったように、1年生から9年生まで、1年生で入学、9年生で卒業式となるわけですが、6年生が前期の課程、つまり小学校課程を修了するということになりますので、その修了証書を交付するなど、そういう式なり検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 新たに学校ができるわけですがけれども、本町にあった中之又小中学校、石河内小中学校、川原分校、戸崎分校、また現在、木城の小中学校があるわけですがけれども、新しい学校ができればなくなるわけです。新校舎に木城町に今まであった学校を後世に伝えるような資料室をつくる考えはありますか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 規模的にはどの程度になるかというところはちょっとまだ決定はしていないのですが、メインとなる玄関にオープンスペースを設けまして、そこに木城町の歴史、それから学校には沿革史が掲示してあるのですが、そういう沿革史、それからこれまでの学校の写真など、展示するコーナーはぜひ設けたいと思っております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 私たちの年代ぐらいいかなと思うのですが、戸崎分校とか川原分校とかがあったのは。しかしもう今現在残っている小学校は、中之又小学校と石河内小学校の跡地しかありません。ぜひそういう形の中に、後世の方がいつでも見られるように、また、現役の父兄の方、また町民の方が憩い場に、そういう自分が通った学校の懐かしさを感じるような風景をつくってもらえればありがたいと思っておりますので、ぜひ善処してもらいたいと思っております。

また、全ての校舎を壊すわけではないと思いますが、その活用の方法を、今現在協議をされていますか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 全体的な配置等につきましては、基本設計を作成する上で必要になりますので、最終的には決定していくことになるかと思いますが、現在の予定では、必要なグラウンド、それから駐車場の確保が大変難しいかなということで、その確保をするために、今使っています旧校舎の跡地をどうするかというのは、検討していかななくてはいけないと思っております。以上です。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 何らかの形で旧校舎が残る場合もありますか。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） 全体的な配置につきましては、これから出します基本設計等の中でその周辺活用、必要なグラウンド、そして駐車場、そういう必要なものをちゃんと整備した上で、その校舎がどうしても壊さなければ、その必要なものが確保できないという場合には、校舎はもう壊すというような形になるかもしれません。今のところは、詳細設計前の基本設計で、全体的なレイアウトまで考えていきますので、その中で今後決定していくと考えております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 今の現時点では未定というような形でいいですね。壊す範囲の中でやるというような考えで。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） 基本的には、現時点では先ほどからも申しておりますがグラウンド、駐車場、いろんな施設が必要になっておりますので、今現在、グラウンドに新校舎をつくるということになれば、今度は別のところにグラウンド等をつくらなければいけないということになってこようかと思っております。

今のところ、現時点で100%決定しているわけではございませんが、そういう必要なものを

完全に整備した上で、それでもなおかつ旧校舎が残ってもいいような配置になるのであれば、旧校舎は何らかの活用をすることができると考えますが、グラウンド等の必要なものを全てを整備した上で、旧校舎がどうしても解体が必要になるということになれば、旧校舎は解体になると考えております。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 現在、旧校舎に関しましては、老朽化が進んでいるということで新校舎を建設します。ですので、旧校舎を残す場合には、長寿命化のまた措置をしなければいけないかと思っておりますので、その費用の面も考えますとどうかと思っておりますが、議員の意見を参考にしながら、また考慮していきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） もし残った場合は、早目にその協議会をつくって、後の利用の方法を考えてもらいたいと思います。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（神田 直人） 8番、後藤和実君の質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（神田 直人） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日、11日から12日は委員会審査となっております。

本日は、これで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に、一言お礼を申し上げます。

本日は、早朝よりたくさんの方々から熱心に傍聴いただきましたことを心より感謝申し上げます。これからも、議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は、まことにありがとうございました。

議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時24分散会
